

養老町第四回定例会会議録

平成二十九年第四回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十九年十二月八日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第十三	議案第五十八号	養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第二	会期の決定	日程第十四	議案第五十九号	養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第三	諸般の報告	日程第十五	議案第六十号	養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第四	専決処分の報告について（養老町 営住宅の管理に関する和解）	日程第十六	議案第六十一号	養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第五	専決処分の報告について（養老町 営住宅の管理に関する和解）	日程第十七	議案第六十二号	養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について
日程第六	専決処分の報告について（養老町 営住宅の管理に関する和解）	日程第十八	議案第六十三号	養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の一部を改正する条例について
日程第七	専決処分の報告について（養老町 営住宅の管理に関する訴えの提起）	日程第十九	議案第六十四号	養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
日程第八	専決処分の報告について（養老町 営住宅の管理に関する訴えの提起）	日程第二十	議案第六十五号	養老町農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第九	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）			
日程第十	養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について			
日程第十一	養老町職員の育児休業等に関する			

日程第二十一 議案第六十六号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第二十二 議案第六十七号 町道路線の認定について

日程第二十三 議案第六十八号 町道路線の変更について

日程第二十四 議案第六十九号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について

日程第二十五 議案第七十号 平成二十九年養老町一般会計補正予算（第四号）

日程第二十六 議案第七十一号 平成二十九年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第二十七 議案第七十二号 平成二十九年養老町上水道事業会計補正予算（第三号）

日程第二十八 議案第七十三号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）

日程第二十九 議案第七十四号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）

日程第三十 議案第七十五号 平成二十九年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 青山貞一

○出席議員

一	番	北倉義博
二	番	岩永義仁
三	番	長澤龍夫
四	番	大橋三男
五	番	三田正敏
六	番	吉田太郎
七	番	早崎百合子
八	番	野村永一
九	番	田中敏弘
十	番	松永民夫
十一	番	林輝見
十二	番	青山貞一
十三	番	水谷久美子

○欠席議員
なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長兼 総務課長	田中信行
総務部 企画政策課長	川地憲元
総務部 総務課長	古川一夫

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、十二月四日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 松永民夫君。

○議会運営委員長（松永民夫君） おはようございます。

議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。

去る十二月四日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、平成二十九年第四回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず会期につきましては、本日十二月八日金曜日から十二月二十二日金曜日までの十五日間で、本会議の開会時間は、午前九時三十分からと決定をいたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営委員会を行うことに決定をいたしました。

一般質問は、議会二日目の十二月二十一日木曜日に行うこととし、本日午後四時までに議長へ一般質問通告書を提出した議員のみに発言を許可し、発言順序は通告書の受け付け順とすることに決定をいたしました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告についてが六件、条例の一部改正についてが十件、条例の廃止についてが一件、規約の変更についてが一件、町道路線の認定等についてが

二件、繰り入れの変更についてが一件、平成二十九年一般会計及び特別会計補正予算についてが六件、以上合計二十七件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）から日程第九、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）まで計六議案は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に一括上程をし、報告のみを受けること。

次に、日程第十、養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてから日程第三十、平成二十九年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）までの計二十一件につきましては、議会初日に逐条上程をし、提案理由の説明を受け、総括質疑後所管の常任委員会にその審査を付託し審査をすること。そして議会最終日に各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑を付託議案ごとに討論を得て採決を行うこと。

なお、付託に係る議案の所管及び各委員会の日程につきましては、日程第十、養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてから日程第十七、養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についてまでの計八議案、日程第二十、養老農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、日程第二十一、岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第二十五、平成二十九年養老町一般会計補正予算（第四号）、日程第二十六、平成二十九年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、日程第二十九、平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）及び日程第三十、平成二十九年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）、以上合

計十四議案の審査の付託先である総務民生委員会は、十二月十二日火曜日の午前十時から、また日程第十八、養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の一部を改正する条例について、日程第十九、養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、日程第二十二、町道路線の認定についてから日程第二十五、平成二十九年度養老町一般会計補正予算（第四号）までの計四議案、日程第二十七、平成二十九年度養老町上水道事業会計補正予算（第三号）及び日程第二十八、平成二十九年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）、以上合計八議案の審査の付託先である産業建設委員会は、十二月十二日火曜日の午後一時三十分から開催するよう各委員長へ要請をすること。

以上のように決定をいたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日十二月八日から十二月二十二日までの十五日間にいたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日十二月八日から十二月二十二日までの十五日間と決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の

規定により、平成二十九年度十月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

続きまして、町長の挨拶をお願いいたします。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、第四回の定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本年は養老改元一三〇〇年祭を開催いたしました。文化を初めとした本町のさまざまな魅力を県内外に発信をいたしました。秋篠宮親王殿下に御来町いただいた全日本愛瓢会総会展示会、そしてメインイベントである養老改元フェスタや、本町の基幹産業である食肉をテーマにした「まるごと肉まつり養老」などのさまざまな事業を展開してまいりました。

町民の皆様を初め、多くのボランティアの方々のご協力によりまして、詳しい検証しなければなりませんけれども、成功裏に終わることができたのではないかとというふうに思っております。残すところは二十三日のクロージングイベントでございます。

中でも地域の日では、町内の各地区の特色を生かした地域独自の取り組みに参加させていただき、参加者の様子を拝見し、住民相互の深いきずなを感じたところでございます。

また、東海環状自動車道の養老ジャンクションから養老インターチェンジ間の供用が開始され、周辺の交通網も整備されてきております。また、来年六月には養老サービスエリアにスマートインターチェンジが供用開始予定となっております。インフラの整備が目に見える形で進んでおり、今後は本町への企業進出や交流人口の増加などが期待されるところでございます。本町の活性化

のための大きなチャンスと捉え、雇用の確保や移住・定住がより促進され、本町のさらなる発展につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、ことしは台風の被害を受けるなど自然の猛威にさらされた年でもございました。町民の生命・財産を守ることは町政にとって第一に果たすべき役割でもございます。職員一人一人の危機管理意識の向上を図り、町民の皆様が安心・安全に暮らせるよう体制の整備に努め、また県・国に強く要望することはもとより、町としてできることは最優先に取り組んでまいります。

一三〇〇年祭が終わった来年でございますけれども、新しい一歩を踏み出すわけでございますが、空き家対策や人口減少などさまざまな課題に直面しております。町民の皆様の意見を大切にしながら、本町の明るい未来のために丁寧に対応してまいりたいと思っております。

本議会は、二十七件の議案を提出させていただいております。十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。本日はまことに御苦労さまでございます。

○議長（青山貞一君） 町長の挨拶が終わりました。

ここで、去る十一月十七日の第三回臨時会の議案審議の中で、水谷議員の質疑に対する答弁について、前田産業建設部課長より訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。

前田産業建設部課長。

○産業建設部課長（前田勝治君） 十一月の臨時議会の議案第五十四号 東部町民体育館耐震・大規模改修工事請負契約の変更について、水谷議員の質疑の答弁について、私は間違った答弁をいたしました。

私は、アンダーピーニング工法と、アンカーピーニング工法

を勘違いし、アンダーピーニング工法と理解してよろしいかの質問に対して、水谷議員の言われるとおりの工法ですと回答するところ、外壁の補修工法と思い込み、御質問と全く違う工法の説明を行ってしまいました。申しわけありませんでした。

また、再度アンダーピーニング工法の御質問をいただきましたときも、既設柱の補強説明を行い、ピーニングは外壁の改修と回答しました。申しわけありませんでした。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第四、報告第九号 専決処分の

報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）から日程第九、報告第十四号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）までの計六件を一括議題として上程し、報告のみを受けます。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第九号から報告第十四号までの専決処分について御説明をさせていただきます。

まず報告第九号から報告第十一号までの専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）を御説明させていただきます。

この和解につきましては、訴えの提起後、第一回口頭弁論にて相手方より滞納家賃を分割納付して返済し、本件住宅に引き続き居住したいとの和解申し出があり、平成二十九年十月二十七日、平成二十九年十一月一日に大垣簡易裁判所において公開された第二回口頭弁論において、裁判上の和解が成立したので、専決処分をいたしました。和解した事項については、別紙専決処分書のとおりになります。

以上で、報告第九号から十一号までの専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

次に、報告第十二号から報告第十三号までの専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）を御説明させていただきます。

報告第十二号の訴えにつきましては、町営住宅家賃を滞納している者の中で、住宅明け渡し請求書にて家賃滞納の支払い及び住宅の明け渡しを催促した者のうち、町から催告したが催告に応じない者について、岐阜地方裁判所大垣支部へ建物明け渡し等請求事件として訴えを提起したものであります。

続きまして、報告第十三号の訴えにつきましては、転貸者死亡後の住宅管理状況が入居者の保管義務及び迷惑行為への禁止事項に違反したことにより、住宅管理上、改善が急務と判断したため、大垣簡易裁判所へ建物明け渡し等請求事件として訴えを提起したものでございます。

専決第十八号から専決十九号にて町営住宅の明け渡しを求める相手方は、別紙専決処分書のとおりになります。

以上、報告第十二号から報告第十三号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

次に、報告第十四号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を御説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

事故等の概要は、平成二十九年十月二十六日午後一時ごろ、岐阜市長良六百四十八番地の岐阜グランドホテル地下駐車場内において、公用車をホテル地下駐車場へ入庫しようと進行した際、公用車備えつけのスピーカーが駐車場上部に接触をし、駐車場の上部が破損したもので、平成二十九年十二月一日に修理費用が確定したため専決処分をいたしました。詳細は、専決第二十号 専決処分書のとおりであります。

以上で報告第十四号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第八十条第二項の規定により、議会への報告でありました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十、議案第五十五号から日程

第三十、議案第七十五号までの二十一議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第十、議案第五十五号 養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十五号 養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

個人情報保護法の定義の明確化と、要配慮個人情報の取り扱いを規定

すること等を趣旨とした個人情報保護法等改正法及び行政機関個人情報保護法等改正法が平成二十九年五月三十日に施行されたことに伴い、養老町個人情報保護条例等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町個人情報保護条例新旧対照表（第一条関係）をごらんください。

第二条第二号は、指紋データ等の身体の一部の特徴や旅券番号等役務の利用等に割り当てられる番号等といった個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改めるものです。

また、同条第三号は、改正後の行政機関個人情報保護法に規定された情報を含めた要配慮個人情報についての定義を新たに規定するものです。

同条第十号は、本条例において特定の個人を指す本人の定義を新たに規定するものです。

第六条は、第二条第三号において要配慮個人情報の定義を規定したことに伴う改正です。

第七条は、第二条第十号において本人の定義をしたことに伴う改正です。

第九条は、要配慮個人情報の取り扱いに関して、個人情報ファイル等に要配慮個人情報の有無を記載することとされたため、本町においては実施機関に対し、取り扱い事務開始時に届け出るこ

とを新たに義務化する規定を設けるものです。

第二十五条は、法改正による個人情報保護法の改正により、同法第二条第三項に規定する個人情報取り扱い事業者の定員から小規模事業者が削除されたことに伴い、小規模事業者に対しても個人情報保護法による個人情報の保護に関する規制が及ぶこととなったことを受け、条文を削除するものです。

次に、議会定例会資料の養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（第二条関係）をごらんください。

第一条及び第五条第一項の改正は、個人情報保護法等改正法の施行に伴い、本条例において条項を引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正により、条項にずれが生じたことに伴い、該当条項を改正するものです。

次に、議会定例会資料の養老町情報公開条例新旧対照表（第三条関係）をごらんください。

第二条第二号及び第六条第二号の改正は、養老町個人情報保護条例において個人情報の定義の明確化に係る改正を行うことに伴い、個人に関する情報に係る部分についても、同様に明確化する改正を行うものです。

次に、施行日については、この条例はこの公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま

すので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑ありませんか。

「「なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。
お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしました
と思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十一、議案第五十六号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十六号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員の育児休業が二歳まで再延長が可能となり、また運用についても改められたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足の説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、第二条第三号及び第二条の二の改正については、新たな第二条の四を加えることに伴い改正を行うものです。

次に、第二条の四の改正については、新たな第二条の四を加えるため一条繰り下げるものです。

次に、新たに加える第二条の四については、非常勤職員の育児休業について、条例で定める場合に該当するときは二歳まで再延長することが可能となったことに伴い、所要の規定を設けるものです。

次に、第三条第一項第六号の育児休業の再度の取得ができる特別の事情、第四条の育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情、第十一条の一年以内に再度の育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情の改正については、要件として、いずれも保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われない、いわゆる待機児童となっていることを加えるものです。

第三条第一項第七号の改正については、新たな第二条の四を加えたことによる改正です。

次に、施行日についてであります。この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。
なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとど

めていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。審査することについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 日程第十二、議案第五十七号 養老町議会

議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十七号

養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町議会議員の期末手当についても、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当局長より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（青山貞一君） 佐藤議会議務局長、補足説明。

○議会議務局長（佐藤嘉但君） それでは、補足説明をさせていただきます。

でございます。

まず第一条関係について説明をさせていただきます。

第五条の改正につきましては、期末手当の支給率を、十二月に支給する場合において〇・一月分引き上げるものでございます。

次に、第二条関係につきましては、第一条の改正で、期末手当の支給率が〇・一月分引き上げになりますが、引き上げ分につきましては、一般職と同様に六月と十二月に振り分ける改正を行うもので、年間の支給率につきましては、変更はございません。

次に、施行日についてでございますが、第一条の規定は公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用します。また、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行します。

附則第二条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定しているものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。審査することについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十三、議案第五十八号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十八号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町特別職の職員の期末手当についても、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず第一条関係について説明をさせていただきます。

第八条の改正については、期末手当の支給率を、十二月に支給する場合において〇・一月分引き上げをするものです。

次に、第二条関係について説明をさせていただきます。

第一条の改正で、期末手当の支給率が〇・一月分引き上げになりますが、引き上げ分について一般職と同様に六月と十二月に振り分ける改正を行うもので、年間の支給率については変更はございません。

次に、施行日についてありますが、第一条の規定は公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用します。また、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行いたします。

附則第二条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただこうお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十四、議案第五十九号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十九号

養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成二十九年の人事院勧告により、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が平成二十九年十一月十七日に閣議決定されたことに伴い、町においても、国に準じて勤勉手当、給料表等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、第一条関係について説明をさせていただきます。

まず二十条の改正については、勤勉手当の支給率を再任用以外の職員については、十二月に支給する場合において〇・一月分引き上げ、再任用職員については〇・〇五月分引き上げるものです。次に、附則第十二項の改正については、勤勉手当の支給率の引き上げに伴い、五十五歳を超える六級以上の職員の勤勉手当減額対象額に乗ずる割合の改正を行うものであります。

別表第一については、給料表の改定を行うものでございます。

次に、第二条関係について説明をさせていただきます。

第十六条の改正については、勤務一時間当たりの給与額の算出について労働基準法に準拠した算出方法に改正するものです。

第十九条の改正については、附則第九項を削ることによる改正です。

第二十条の改正については、附則第九項を削ったことによる改正と第一条で改正した勤勉手当の支給率について、六月と十二月

で平準化する改正で、年間の支給率については変更はございません。

附則第九項から附則第十二項までについては、平成三十年三月三十一日までの期限規定でありますので、今回削るものでございます。

次に、附則第二条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定しております。

次に、附則第三条は、平成二十七年一月一日に抑制された昇給について、若年層を中心に回復するもので、平成三十年四月一日において三十七歳に満たない職員の号給を同日に一号給上位に調整するものです。

次に、附則第四条は、町の規則への委任規定です。

次に、附則第五条は、養老町職員の給与に関する条例附則第九項を削ったことにより養老町職員の育児休業等に関する条例の改正です。

次に、施行日についてありますが、この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第二条、附則第三条及び附則第五条の規定は、平成三十年四月一日から施行いたします。

また、第一条の規定による改正後の養老町職員の給与に関する条例は、平成二十九年四月一日から適用いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「「なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。
お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしました
と思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決
定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十五、議案第六十号 養老町

公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十号

養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて説明をさせていただきます。

養老公民館移転に伴う位置及び会議室名称等の改正を行うもの
でございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よ
ろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 久保寺生涯学習課長、補足説明。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） それでは、私のほう
から補足説明をさせていただきます。

養老公民館移転につきましては、本年六月定例会におきまして、
改修工事費等の補正予算の議決を経て設計業務工事に入っております。

ます。その工事も、今月十二月二十日完成予定で進んでおるとこ
ろでございます。

今回、養老公民館移転に伴い、位置等の改正を行うわけなんで
すか、それにあわせてこの条例を精査しましたところ、文言等、
あるいは会議室名称等、改正漏れの部分がありましたので、あわ
せて改正するものでございます。

それでは、資料の養老町公民館設置及び管理に関する条例新旧
対照表をごらんください。

まず第二条において、養老公民館の位置を現在の「竜泉寺千百
二十五番地」から移転先となる「石畑四百八十四番地三」に改正
いたします。

第四条におきましては、社会教育法の改正に伴い、表現を改正
するものでございます。

また、第十二条では、条文中ほどの条番号の改正漏れがござい
ましたので、「第七条」を「第十条」に正し、文末の平仮名で表
記しております「めいぜられた」を漢字の「命」に改めるもので
ございます。

続きまして、別表につきましては全部改正ということで、この
中で、先ほども申しましたように、開設当時と会議室の名称が変
更になってございましたので、それを改めるとともに、今回、後
ほども出ておりますけれども、中ホールと研修室の使用料につ
きましては、養老農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条
例で規定を設けておりましたが、この改正にあわせて中ホール、
研修室を中央公民館の一施設と捉え、料金等を設定するものでご
ざいます。

別表中の附属設備使用料の中の冷暖房設備の料金等につきまし
ても、会議室の使用料と同様で会議室の名称を変更されているも

のに正すとともに、中ホール研修室の使用料を規定いたします。

さらに、別表の最後で特別器具使用料として規定しております。こちらにつきましては、開設当時ありました十六ミリの映写機であるとか、ビデオ編集機といったもの、既に廃棄され機器の更新を行っていない設備の使用料が規定されているため、現在残っております金びょうぶとピアノの使用料の規定を残し、削除するものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第二条の規定につきましては、平成三十年一月二十九日より施行するものです。

以上で議案第六十号 養老町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 特別器具使用料についてお聞きしたいと思います。

ピアノ一台、千五十円とありますが、こちらメンテナンス、調律とかですね。どのようにされておるかを教えてください。

○議長（青山貞一君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの岩永議員

の御質問に回答いたします。

中ホールのピアノにつきましては、年一回、調律を行っております。中ホールも町民会館のピアノにつきましても、年一回の調律を行っています。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） この特別器具使用料なんですけれども、メンテナンスに相当費用がかかると思うんですけども、その費用についてもお知らせいただきたいのと、もうどうですか。この辺のことも全部ほかのものと一緒で、特別器具使用料をなくしてしまうという考え方はないのかというのをお聞きしておきたいので、お願いします。

○議長（青山貞一君） 久保寺生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ちよつと今手元に資料ございませんでメンテの使用料については、確かな額をここで答えることできませんが、また後ほど回答いたします。

使用料に関しましては、既に養老町の各使用料について検討するというところで、昨年の十月あたりから町内全体の使用料の見直しというか調査を行っております。

そうした中で、会議室の使用料についても、冷暖房も含めたもので再度見直すという方向で進んでいると思います。そういった中で、これらの器具を含めることについても、ちよつと検討したいと思います。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしました
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十六、議案第六十一号 養老

町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十一号

養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

養老公民館の移転に伴う養老自治会館の移転について、所要の改正を行うもので、新しい自治会館の所在地を養老町石畑四百八十四番地三とするものでございます。

以上で議案第六十一号 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますが、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。
お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしました
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十七、議案第六十二号 養老

町認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十二号

養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成三十年度に全ての公立保育園・幼稚園を廃止し、認定こども園として運営するための条例改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 松岡子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

現在、公立保育園として養北保育園、公立幼稚園として養北幼稚園及び池辺幼稚園がございます。

養北保育園及び養北幼稚園につきましては、二施設を利用した養北こども園とし、池辺幼稚園については、私立池辺保育園が保育所型認定こども園に移行することに伴い廃園とします。また、船附こども園は、現在、改修工事を進めております旧笠郷幼稚園に移転します。

これに伴い、養老町認定こども園条例第三条の表中の「養老町立船附こども園、養老町船附二百五十一番地一」を「養老町立船附こども園 養老町船附千四百四十九番地四」とし、その下段に「養老町立養北こども園、養老町飯田九百三十三番地六」を加えるものです。

また、公立の保育園・幼稚園が全てこども園に移行することになるため、附則第二項、第三項により、養老町保育所の設置及び管理に関する条例及び養老町立幼稚園設置条例を廃止するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十八、議案第六十三号 養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十三号 養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）が平成二十九年五月二十六日に公布され、同年九月二十五日に施行されたことに伴い、本条例において引用している土地改良法の条項にずれが生じたので、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 伊藤農林振興課長、補足説明。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例につきましては、地域内に農地を有する者に対して、金銭・夫役または現品を賦課徴収する場合に定める条例でございまして、準用規定や工事の完了等の場合の公告等の規定を引用している土地改良法が一部改正されたことに伴い、所要の改定を行うものであります。

条例の目的を定めている第一条、賦課の基準等の決定を定めている第二条第三項及び急施の場合の特例を定めている第五条につきまして、土地改良法より引用しております条項を、改正に伴い改めるものです。

なお、施行日は公布の日から施行するものといいたします。
以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思ひますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。
お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） それでは、日程第十九、議案第六十四号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十四号

養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

企業立地奨励金の交付対象となる業種を追加し、本町の企業誘致をさらに推進するため、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、補足説明。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、これまで以上に積極的な企業誘致を図るため、工場等設置奨励金の交付範囲をこれまでの製造業のみから拡大するものであります。

第二条第二号においては、奨励金の交付対象となる業種を規定しておりますが、養老インターチェンジ、養老サービスエリアスマートインターチェンジの開通によるストック効果の影響が大きいと予想される運輸業の一部及び卸売業、小売業を追加し、加えて平成二十九年九月二十九日に国から同意を受けました地域経済牽引事業の促進に関する基本計画において、牽引事業に位置づけた植物工場を交付対象に追記するため改正を行うものであります。次に、施行日であります、この条例は平成三十年一月一日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。
ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思ひますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとど

めていただくようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 二点について伺いたいと思います。

政府は農村への企業誘致を促す、いわゆる農村産業法と地域未来投資促進法を成立させました。これを受けて企業用地の確保に向けて、七月には農地法、農振法の政令を改正し、農地の転用規制を緩和したところであります。

転用を例外的に認める地域を、農村地域から全地域に、また対象となる企業の業種を従来の工業種から全業種に広げました。このことにより地域への商業施設等の誘致を促し、農家の雇用の場を確保する狙いもありますが、農地が無秩序に開発されないかとの懸念もあり、一定の条件を設け、農地の確保に向けこうした枠組みの厳格な運用が必要かと思えます。

このような背景の中で条例を改正されるわけですが、国の基本方針に基づき、各支援を受けるため市町村及び都道府県において基本計画を作成し、主務大臣に協議、同意を得るといたしておるところでございますが、先ほど説明ありましたように、ある企業が養老町進出というような関係で、県下でも一番最初にこの基本計画を作成したということは評価できると思いますが、町としてこの地域経済牽引事業の促進協議会を作成するという意向はどうなのかということが一点と、これは、今後全国的に市町村で競って取り組んでいく中で、養老町としていかに特色を出してPR・推進していくのか、この姿勢を伺いたいと思います。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの

田中議員からの質問にお答えいたします。

まず一点目の地域経済牽引促進事業協議会の設置の意向ということにつきましては、地域未来投資促進法第七条においては、市町村及び都道府県は、基本計画等に関し必要な事項について協議するため、地域経済牽引支援機関として地域経済牽引事業促進協議会を組織することができると規定されております。

このたび、国より同意のあった基本計画は岐阜県と共同で作成しており、現在のところ協議会の設置に向けての動きはございませんが、岐阜県全体の動きや今後支援措置を実施していくに当たり、必要に応じて設置について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、二点目の本町としてのどのような特色を出してPR・促進をしていくのかということにつきましては、本町の特色として、名神高速道路による東西へのアクセスや、今後、東海環状自動車道全線開通による南北へのアクセスの向上、またそれらにより名古屋圏内へも近づいたことで、港や空港を利用した輸送に対する利便性を上げることができ、これらの点についてPRに努めていきたいというふうに思っております。

そのほか、全国第一号として国から同意を受けた地域未来投資促進法基本計画により、受けていただいている支援措置内容をPRしていくことで、積極的な企業誘致を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしました。

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十、議案第六十五号 養老

農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十五号、養老農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明をさせていただきます。

養老農村勤労福祉センターは、既に用途廃止及び運営委託契約の解除がなされており、本条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 久保寺生涯学習課長、補足説明。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老農村勤労福祉センターは、農村地域に導入される工業に就業する者の福祉の増進、雇用安定を目的に昭和五十六年三月に新築されました。

建物の持ち分は、当時の雇用促進事業団が一万分の四千九百六十八、四九・六八％です。養老町の持ち分が一万分の五千三十二、五二・三％ということで建物登記されております。そして、養老

町が施設の管理運営について雇用促進事業団の委託を受けていました。

国が進める行政改革の中で、平成十三年九月十九日に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定され、養老町の本施設につきましても整理合理化の対象となり、当時の雇用・能力開発機構から譲渡の打診があり、平成十四年四月に勤労福祉施設の用途廃止申請を行うとともに、後々公民館中ホールとしての事業を行うための売り払い申請を行いました。そして平成十四年八月三十二日付で用途廃止及び運営委託契約の解除が決定され、平成十四年九月三十日付で有償譲渡の通知があり、町で全ての持ち分を取得し、現在に至っております。

今回、先ほど上程しました養老公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の中で、中ホール、研修室等の使用料等につきましてもそちらで規定いたしますので、今回、この養老農村機能福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

この条例は、公布の日より施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで、これより暫時休憩とさせていただきます。

再開は十一時といたします。

（午前十時四十五分 休憩）

（午前十時五十九分 再開）

○議長（青山貞一君） 休憩を解き再開をいたします。

それでは、日程第十五、議案第六十号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。久保寺生涯学習課長より答弁の申し出がありましたので、岩永議員の質問に対する答弁ですが、久保寺課長の発言を許可します。

久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） それでは、先ほど岩永議員のほうから公民館のピアノのメンテということで、費用が幾らかということと先ほど答えられませんでした。今調べてきましたので、回答させていただきます。

中ホールのピアノにおきましては、年一回やっております。こちらの費用が一万八 hundred 円です。

各地区公民館も年一回、調律を行っております。その中で、グランドピアノが設置してあります上多度、多芸、小畑につきましては、一万二千九百六十円です。その他、高田、広幡、池辺、笠郷、日吉につきましては、アップライトと言うんですか、縦型のピアノになっていきます。こちらが一万八 hundred 円ということで、それ

ぞれ年一回、調律だけを行っております。以上です。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十一、議案第六十六号 岐阜市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君）

ただいま上程を賜りました議案第六十六号 岐阜市町村職員退職手当組合規約の変更について説明をさせていただきます。

本組合規約の改正については、昭和五十二年の改正時に許可権者に誤りがあることが判明したため、改めて総務大臣の許可を求めるための事務手続をするため再議決をお願いするものと、可茂広域行政事務組合及び本巢消防事務組合が解散することなどに伴い、本規約について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせていただきます、よろしく願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本組合につきましては、昭和三十六年十月一日に設立され、その後、構成団体の変更等により規約の改正が行われてきましたが、昭和五十二年十月一日に岐阜県が構成団体になっている岐阜県地方競馬組合が本組合に加入する際に許可権者を誤って岐阜県知事としたため、それ以後の規約変更は無効となっております、それを解消するための再議決をお願いするものと、可茂広域行政事務組合

及び本県消防事務組合が解散することなどに伴い、所要の改正を行うものです。

本規約の改正は五十条立てになっておりますが、第一条から第四十八条までの改正については、過去に本町において議決済みの内容であって、これを改めて総務大臣の許可を求めるための事務手続上の改正であります。

次に、第四十九条の改正については、可茂広域行政事務組合が解散したことに伴うものです。

最後に、第五十条の改正については、本県消防事務組合が解散することに伴うものと、その他文言の整理等を行うものであつて、条を追つて説明をいたします。

まず第五条の改正については、組合議会の組織の選任方法を規定しています。

次に、第八条第五項については、法定事項であるため削除するものです。

次に、第九条から第十五条までの改正については、それぞれ文言の整理を行うものです。

次に、別表の改正については、本県消防事務組合が解散することに伴うものと表の体裁を整えるものです。

施行日については、総務大臣の許可があつた日から施行します。ただし、第四十九条までの改正規定は、それぞれ遡及して適用いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思ひますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとど

めていただくようお願いいたします。
質疑はございませんか。

「「なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。
お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。と思ひます。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決
定いたしました。

○議長（青山貞一君） それでは、日程第二十二、議案第六十七号

町道路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十七号

町道路線の認定について説明をさせていただきます。

町道路線の認定について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第二項の規定に基づき議会の議決を求めるものでござ
います。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願ひをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（田中一也君） それでは、私のほうから補

足説明をさせていただきます。

今回認定する路線は、東海環状自動車道建設事業に伴うもの七

路線及び県営かんがい排水事業、これは東八間地区でございますが、それに伴うものが一路線の合計八路線でございます。

まず東海環状自動車道建設事業に伴い、新設及び分断された町道を改めて認定するもので、整理番号一から整理番号七までの高田百八十六号線、口ケ島三十八号線、西岩道二十二号線、口ケ島三十九号線、口ケ島四十号線、口ケ島四十一号線、口ケ島下笠一号線の七路線であります。

次に、県営かんがい排水事業に伴い、分断された町道を改めて認定するもので、整理番号八の船附百二十号線の一路線であります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきますというふうに思います。

以上、議案第六十七号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十三、議案第六十八号 町道路線の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十八号 町道路線の変更について説明をさせていただきます。

町道路線の変更については、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（田中一也君） それでは、私のほうから補

足説明をさせていただきます。

今回変更する路線は、東海環状自動車道建設事業に伴うもの十ニ路線、県営かんがい排水事業に伴うもの二路線、国の河川工事に伴うもの一路線の合計十五路線でございます。

まず整理番号一から整理番号十二までの西岩道口ケ島一号線、口ケ島西岩道三号線、大跡西岩道一号線、口ケ島十四号線、口ケ島三十四号線、下笠口ケ島二号線、口ケ島二十一号線、下笠口ケ島三号線、下笠口ケ島一号線、大跡下笠一号線、大跡二十五号線、口ケ島十八号線でございますが、東海環状自動車道敷地内の町道用途廃止することに伴い、既に認定されている道路区域を変更する必要があるため、路線の起終点を変更するものであります。

また、整理番号二及び整理番号十につきまして、路線名を口ケ島四十三号線、大跡口ケ島一号線に変更するものであります。

次に、整理番号十三及び整理番号十四の船附六十七号線、船附大野六号線でございますが、県営かんがい排水事業に伴う路線の起終点を変更するものであります。

また、整理番号十三につきまして、路線を船附大野十号線に変更するものであります。

次に、整理番号十五の大巻三十五号線でございますが、国の河川工事に伴う路線の起点を変更するものであります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。

以上、議案第六十八号 町道路線の変更について補足説明とさせていただきます。

済みません。一部訂正をお願いいたします。

最後の整理番号十五でございますが、先ほど大巻三十五号線というふうに申し上げましたが、大巻三十七号線ということで訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたします。

いと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十四、議案第六十九号 平成二十九年

度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十九号

平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について御説明をさせていただきます。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第七十三号の平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）で、歳入歳出それぞれ七十五万一千円を増額いたしており、その内訳は、公共下水道事業関係職員の異動等に伴う人件費分となります。

公共下水道事業関係職員の人件費については、一般会計からの繰入金を入れておりますので、今回の補正により繰入総額を二億四千八百九十九万八千円に変更するものでございます。

以上で議案第六十九号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたします。と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十五、議案第七十号 平成二十九年 度養老町一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十号 平成二十九年 度養老町一般会計補正予算（第四号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一億七千五百七十万円を追加し、予算総額を百九億一千二百六万一千円とするものでございます。

主な内容は、ふるさと納税、福祉医療事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、給与改定等に伴う人件費などでございます。

す。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中 信行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、十三ページの歳出から説明させていただきます。

人件費につきましては、各科目でそれぞれ所要額を補正しておりますので、後ほど一括して説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、一目一般管理費では、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、ふるさと納税推進事業で二千七百十一万五千円を増額し、五目財産管理費では、社会保障・税番号制度システム整備事業でシステム改修に七十四万六千円を増額し、六目企画費では、移住定住促進事業で子育て世代の住宅取得者の支援補助金として二百二十万円を増額し、十七目ふるさと応援基金費では、ふるさと応援基金積立金五千三百二十八万二千円を増額いたしました。

次に、二十一ページの款十二公債費、項一公債費では、借入利率の変更等に伴い、一目元金で百六十五万八千円を増額し、二目利子で四百五十八万一千円を減額いたしました。

次に、二十二ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず特別職の長等につきましては、期末手当の支給率の改正により、期末手当で二十二万一千円、共済費で七万八千円の増額であります。

次に、議員につきましても、同様の理由で期末手当四十万五千円の増額であります。

次に、二十三ページの一般職について説明させていただきます。
給料については一千四百八十四万七千円の減額、職員手当等については八百十四万九千円の増額、共済費では二百十八万四千円の減額であります。

給料の増減につきましては、給与改定に伴う分で百六十四万円、昇給等に伴う分で五百八十一万九千円の増額で、異動・退職等に伴い二千二百三十万六千円の減額であります。

次に、職員手当等につきましては、制度改正に伴い五百五十万六千円、その他異動等に伴い二百六十四万三千円の増額であります。

次に、九ページの歳入について説明させていただきます。

款九地方交付税、項一地方交付税、一目地方交付税では、普通交付税の交付額の決定により一億一千四百九万六千円を増額いたしました。

次に、十一ページの款十六寄附金、項一寄附金、二目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金の増加により五千三百二十八万二千円を増額しました。

次に、款十七繰入金、項一基金繰入金、一目財政調整基金繰入金では、財源調整として三百十七万五千円を減額いたしました。

次に、十二ページの款二十町債、項一町債、六目臨時財政対策債では、発行可能額の確定に伴い五千四百三十万円を減額いたしました。

次に、六ページの第二表 繰越明許費では、認定こども園整備事業について、年度内に完了する見込みがないため繰越明許費を設定いたしました。

次に、第三表 地方債補正では、事業費の増額等により、県営かんがい排水事業債で限度額を百二十万円増額し、補正後の限度

額を七百九十万円、臨時財政対策債で発行可能額の確定に伴い、限度額を五千四百三十万円減額し、補正後の限度額を四億五千五百七十万円とするものです。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 私からは、住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、十四ページの歳出から御説明させていただきます。

款二総務費、項三戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費では、戸籍住民基本台帳事務費で戸籍副本データ管理システム市町村専用装置及び証明発行割り印・とじ器の修繕費として二十万六千円を増額いたしました。

次に、款三民生費、項一社会福祉費、一目社会福祉総務費では、障害者福祉事業で、利用者の動向により、二十四万円を増額いたしました。

十五ページの障害者自立支援給付事業で、平成二十八年度障害者自立支援給付事業費の確定及び平成二十三年度の障害者自立支援事業所の過誤納金の精算により、六十五万五千円を増額いたしました。

障害者地域生活支援事業で、移動支援事業等委託業務及び日常生活用具給付事業の動向に基づきまして、七百二十万円を増額いたしました。

国民健康保険特別会計繰出金で、国民健康保険基盤安定繰出金の確定及び職員給与の改定等により、六百四十三万六千円を増額いたしました。

介護保険事業特別会計繰出金で、電算システムの改修及び職員給与の改定等により、三百九十三万三千円を減額いたしました。

社会保障・税番号制度システム整備事業では、マイナンバーに係るシステムレイアウトの改定等に要する経費として、二百六十五万七千円を計上いたしました。

三目福祉医療費では、本年度の重度心身障害者医療事業及び父子家庭医療事業の動向に基づきまして、扶助費の所要額をそれぞれ四千六百四十四万円と、百五十一万八千円を増額いたしました。

九目心身障害者福祉センター費では、心身障害者福祉センターの駐車場土どめ等工事請負費として、百二万六千円を計上いたしました。

次に、項二児童福祉費、一目児童福祉総務費では、障害児通所給付事業で、利用者の増加による扶助費及び平成二十八年度の事業費の確定による国・県負担金の返還金として、六百六十五万三千円を増額いたしました。

また、認定こども園整備事業で、養北保育園と養北幼稚園が平成三十年度から養北認定こども園（仮称）に移行するための費用及び旧笠郷幼稚園舎改修工事に伴う備品購入費として、百四十二万七千円を計上いたしました。

二目児童措置費では、私立保育所等運営事業で、処遇改善等の加算の増加により千三百八十二万八千円を増額いたしました。

四目児童発達支援費では、児童発達支援事業所（養北）の備品購入費として、二十一万六千円を増額いたしました。また、財源は、平成二十八年度にまちづくり整備基金に積み立てた寄附金二十一万六千円を充てるものでございます。

次に、十六ページの款四衛生費、項一保健衛生費、二目予防費では、予防接種事業及び健康増進事業の動向により、委託料をそれぞれ八百八十二万九千円と六百五十六万三千円を増額いたしました。

次に、九ページの歳入について御説明申し上げます。

款十一分担金及び負担金、項二負担金、一目民生費負担金では、保育料の再算定により、私立保育園保育料九十九万八千円を増額いたしました。

次に、款十三国庫支出金、項一国庫負担金、一目民生費国庫負担金の節二では、事業費の増加により私立保育所運営費負担金三百二十万九千円、障害児通所給付費負担金二百八十七万七千円をそれぞれ増額いたしました。また、節三では、負担金の確定により、国民健康保険基盤安定負担金九百九十万三千円を増額いたしました。

次に、十ページの項二国庫補助金、二目民生費国庫補助金では、障害者地域生活支援事業費補助金として三百五十九万八千円を増額し、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として百七十七万一千円を計上いたしました。

次に、款十四県支出金、項一県負担金、一目民生費県負担金の節二では、事業費の増加により私立保育所運営費負担金百六十四千円、障害児通所給付費負担金百四十三万八千円をそれぞれ増額し、節三では、負担金の確定により国民健康保険基盤安定負担金七百八十一万八千円を増額いたしました。

次に、項二県補助金、二目民生費県補助金の節一では、障害者地域生活支援事業費補助金として百七十九万九千円、障害者福祉費補助金として十二万円をそれぞれ増額し、節二では、福祉医療費補助金（重度心身障害者医療費）二千八十一万九千円、（父子家庭等医療費）七十三万九千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、十一ページの款十七繰入金、項一基金繰入金、六目まちづくり整備基金繰入金では、平成二十八年度の寄附として積み立てた二十一万六千円を取り崩し、児童発達支援事業所（養北）の

備品購入費に充てるため、二十一万六千円を計上いたしました。

次に、款十九諸収入、項四雑入、五目過年度収入では、国・県の自立支援給付費の過年度分返還金五百九十六万一千円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは産業建設部関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出につきまして御説明させていただきます。

まず、十六ページの款六農林水産業費、項一農業費、三目農業振興費の水田農業構造改革対策事業費では、職員の病気休暇に伴う対応として臨時職員の賃金として七十六万一千円を、農業次世代人材投資事業費では、後継者等就農給付金として親元就農タイプの就農者への補助金として百万円をそれぞれ増額いたしました。

次に、五目土地改良費の県営かんがい排水事業負担金では、東八間地区における県営かんがい排水事業において、県の追加予算が計上されることに伴い、百二十七万三千円を増額いたしました。

次に、十七ページ、款七商工費、項一商工費、三目観光費では、日本の森・滝・渚全国協議会総会関連事業に岐阜県清流の国ぎふ推進補助金四十七万円を充当するため、財源更正を行うものです。

次に、款八土木費、項二道路橋梁費、二目道路橋梁維持費の橋梁長寿命化計画事業において、事業主体が海津市であるため、当町の事業負担分を委託料として計上いたしました。海津市との協定に基づく負担金の支出となるため、支出科目の更正を行い、同事業に係る委託料千四百九十八万五千円を減額し、負担金千四百九十八万五千円を計上いたしました。

次に、十八ページ、項三河川費、一目河川総務費、河川関係負

担金では、東八間地区における県営排水事業において、県の追加予算が計上されることに伴い、六十三万六千円を増額いたしました。

次に、項四都市計画費、三目下水道整備費の公共下水道事業特別会計繰出金については、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、七十五万一千円を増額し繰り出すものです。

歳入につきまして説明させていただきます。

十ページの款十四県支出金、項二県補助金、四目農林水産業費県補助金の農業費補助金では、後継者等就農給付金事業費補助金、親元就農タイプとして百万円を増額いたしました。

次に、商工費県補助金の観光費補助金では、日本の森・滝・渚全国協議会総会関連事業に対して、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金が交付されることになりましたので、四十七万円を増額いたしました。

次に、十二ページの款二十町債、項一町債、二目農業債では、東八間地区における県営かんがい排水事業の増額分の財源として、県営かんがい排水事業債百二十万円を増額いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

十九ページ、款十教育費、項一教育総務費、二目事務局費では、教育総務課の臨時職員が九月に退職いたしましたので、九十六万四千円を減額し、留守家庭児童教室及び一時預かり児童教室において、支援を要する児童について指導員の配置をふやしましたの

で、指導員の賃金として、留守家庭児童教室で六十八万二千元、一時預かり児童教室で七十八万二千元を増額し、増減し、七節賃金として五十万円を増額いたしました。

次に、項二小学校費、一目学校管理費では、笠郷学校のトップライトが九月十八日の台風十八号により破損し、雨漏りの原因となりますので、修繕費として二十三万八千円を増額いたしました。

また、池辺小学校の体育館について、雨どいが破損し、壁面を雨が伝い壁面の傷みが進行しますので、雨どいと壁面の改修工事費として工事請負費に二百万円を増額しました。

次に、三目学校給食費では、養北小学校の給食用牛乳保冷庫が故障による買いかえのため、備品購入費に四十三万二千元を増額しました。

また、項三中学校費、二目教育振興費では、部活動における県大会、東海大会等の参加補助金として、負担金補助及び交付金に四十九万八千円を増額しました。

二十ページ、項五社会教育費、二目社会教育総務費では、県指定文化財である高田曳車山の一つである東町の林和靖山車のかじ棒が本年五月の運行時に前後とも折れたため、修理修復に係る費用を補助するため、負担金補助及び交付金に二十一万四千円を増額しました。

続いて、歳入について御説明申し上げます。

十ページ、款十四県支出金、項二県補助金、七目教育費県補助金では、県指定文化財修理事業補助金として、社会教育費補助金に十四万二千元を増額しました。

また、十一ページ、款十九諸収入、項四雑入、六目雑入で、笠郷小学校のトップライト修繕について建物災害共済金として十一万五千円を計上いたしました。

以上で教育委員会事務局の補足説明といたします。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 六ページで明許繰り越しということで、認定こども園の事業が繰り越しになっておりますが、この件については、九月議会では賛成をした討論をいたしました。

その中で、執行については、執行するまでしっかりと地元で説明をしていただいて執行していただきたいという要望をいたしました。明許になった理由、地域の中でそういう話し合いがいくつ明許になったのか、いろんな事業の面で明許になったのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（青山貞一君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） ただいまの松永議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

九月に補正予算として計上させていただきました。議員各位の御理解を得まして議決いただきました。ありがとうございます。その後、今議員おっしゃいましたように、地元への説明を丁寧にといいことで、補正予算を議決いただいた件につきまして、地元のほうに説明にお邪魔いたしました。

十月に入りまして、十月二日の議会全員協議会でも御説明させていただきましたが、その同じ日に小畑地区の区長会のほうにも

お邪魔して御説明申し上げました。その二日後に小畑地区の入園説明会ということもありまして、保護者の方にも御説明申し上げました。

その後、十月六日に区長連絡協議会の役員会という場で、区長さん、区長会長さんの皆様の前でも御説明をさせていただきました。

その後、十月十日に多芸東部の区長会のほうにも行って御説明を申し上げたところでございます。

その後、十月十六日から十月二十七日にかけて、来年の子ども園の入園の受け付けが行われました。その際に、御利用者の方といえますか、アンケート、この件についてどういう御意見かというのを伺いました。

その後、十月二十七日付で、養北認定こども園に関する要望書ということで、区長連絡協議会長名と多芸東部の区長会長様、あと小畑地区の区長会長様から要望書ということで御意見もいただいております。

また、平成二十九年の十一月二日には、北部の区長会の合同懇談会という場もございまして、そちらでも御説明申し上げまして、御意見をちょうだいしたところでございます。

九月の議会後、そのように一応地元、あるいは利用者の方に、御意見を伺いながら、この件につきましては進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

九月の補正で上げさせていただきまして、十月から執行する予定でしたので、工期としましては六カ月、半年を見込んでおります。今、地元の御意見を伺いまして、この件につきまして進めさせていただきたいということで説明を申し上げておりまして、今から発注いたしますと、工期として六カ月ということになります。

すと、今、この明許をさせていただかないと、工期として一月から発注いたしましたとしても、一月、二月、三月、三カ月で設計というのは、官庁施設の設計業務の積算要領に基づく設計等から考えましても、実務的に非常に無理という状況になりまして、議員各位にはまことに申しわけございませんが、何とぞ工期の延期ということで明許のほうを御理解いただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 丁寧に地元説明をされておるといふ説明でございました。しっかりとやっていたかと思えます。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。質疑ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） それでは質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算の所管ごとに各常任委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は各常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十六、議案第七十一号 平成二十九年 養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を

議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十一号 平成二十九年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出それぞれ四千八百六十二万二千円を追加し、予算総額を四十四億九千九百七十一万一千円とするものでございます。

補正する主な内容は、給与改定等に伴う人件費の減額、平成二十八年療養給付費、特定健康診査等事業費の確定による国及び県支出金の精算返還金を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補正説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、補正説明。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補正説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

款一総務費、項一総務管理費、一目一般管理費では、職員の給与改定等に伴い、国保関係職員費百九万七千円、退職手当組合負担金十五万五千円、共済費三十四万円をそれぞれ減額いたしました。

また、国保電算処理委託業務では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の確定により、財源更正を行うものでございます。

次に、款二保険給付費、項一療養諸費、一目一般被保険者療養給付費から、八ページの款六介護納付金、項一介護納付金、一目

介護納付金につきましては、他会計繰入金の一般会計繰入金の補正により、財源更正を行うものでございます。

次に、款八保健事業費、項二保健事業費、一目保健衛生普及費では、職員の給与改定等に伴い、国保関係職員費百二万三千円、退職手当組合負担金十一万五千円、共済費二十七万三千円をそれぞれ減額いたしました。

また、保健衛生普及事業費につきましては、これまでの人間ドック助成金の支出額を踏まえ、不足が予測されるため三十万円を増額いたしました。

次に、九ページの款十一諸支出金、項一償還金及び還付加算金、三目償還金では、平成二十八年療養給付費及び特定健康診査等事業費負担金の交付額の確定により、国及び県支出金の精算返還金として五千百三十万五千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

款三国庫支出金、項二国庫補助金、二目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金では、広域化に向けたシステム改修に伴う事業費補助金の確定により、千三百十五万四千円を計上いたしました。

次に、款九繰入金、項一他会計繰入金、一目一般会計繰入金では、軽減対象被保険者数の増加により、保険基盤安定繰入金で、保険税軽減分三百八十二万二千円、保険者支援分千九百八十八万八千円をそれぞれ増額し、人件費の減額に伴い、職員給与費等繰入金三百万三千円、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の確定により、その他一般会計繰入金一千四百十九万一千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、款十繰越金、項一繰越金、二目その他繰越金では、財源調整として二千九百一万二千円を充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただこうお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十七、議案第七十二号 平成二十九年

成二十九年 度養老町上水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十二号

平成二十九年 度養老町上水道事業会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を八十万六千円減額し、補正後の予算額を四億四千三百九十九万四千円に改めるも

のでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

十三ページをごらんください。

今回、収益的支出につきましては、職員の異動等に伴い、人件費を補正するものでありまして、款一水道事業費用、項一営業費用、四目総係費の給料で七十三万三千円減額、手当等で三十七万三千円増額、法定福利費で三十四万一千円減額、退職給付費で十

万五千円減額、合計八十六万六千円減額いたしました。

以上で議案第七十二号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただこうお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十八、議案第七十三号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十三号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出それぞれ七十五万一千円を増額し、予算総額を三億六千六百七十五万一千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、職員の異動等に伴い、人件費を補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

款一下水道費、項一公共下水道管理費、一目総務費では、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでありまして、給料で五万二千円増額、職員手当等で七十一万一千円増額、共済費で一万二千円減額、合計七十五万一千円増額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

款五繰入金、項一他会計繰入金、一目一般会計繰入金を七十五

万一千円増額いたしました。
以上で議案第七十三号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十九、議案第七十四号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を

議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十四号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ五千四百二十六万五千円を減額し、予算総額を二十八億百九十六万九千円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費の所要額のほか、マイナンバー制度及び法改正による電算システムの改修に伴う必要額、介護保険給付費の動向による保険給付費の増減額を計上いたしました。詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、九ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、一目一般管理費では、職員給与の所要額として介護保険事業関係職員費百九十三万八千円、退職手当組合負担金十三万八千円、共済費三十五万五千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、社会保障・税番号制度システム整備事業では、システムの標準レイアウト改正に伴う所要額として六十四万八千円を新規計上いたしました。

また、法改正システム改修事業では、高額医療介護合算の変更などに伴う所要額として百二十三万二千円を増額いたしました。

次に、保険給付費の介護サービス給付費、一目居宅介護サービス給付費では、その動向により六千七十四万円を減額いたしました。

介護予防サービス給付費、四目介護予防住宅改修費につきましては、その動向によりまして百二十一万七千円を、五目介護予防サービス計画給付費につきましては、百四十八万六千円をそれぞれ

れ増額いたしました。

サービス給付諸費、一目審査支払手数料では、同様に十七万二千円を増額いたしました。

地域支援事業費の地域支援事業費、一目地域支援事業費では、職員給与の所要額として地域支援事業関係職員費三十二万三千円を減額し、退職手当組合負担金二万九千円を増額し、共済費四十九万七千円を減額いたしました。

その他諸費、一目審査支払手数料では、その動向により八万円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

まず国庫支出金の国庫負担金、一目介護給付費負担金では、保険給付費の動向により一千百五十七万三千円を減額いたしました。国庫補助金、一目調整交付金では、同様に二百八十九万三千円を減額いたしました。

二目地域支援事業交付金（総合事業）では、人件費及び審査支払手数料の補正に伴い、五万円を減額いたしました。

三目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では、人件費の補正に伴い、二十万二千円を減額いたしました。

四目介護保険事業費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として四十三万二千円を新規計上いたしました。

また、法改正システム改修事業補助金として四十五万三千円を増額いたしました。

次に、支払基金交付金の支払基金交付金、一目介護給付費交付金では、保険給付の動向により一千六百二十万二千円を減額いたしました。

二目地域支援事業交付金では、人件費及び審査支払手数料の補正に伴い、五万五千円を減額いたしました。

次に、県支出金の県負担金、一目介護給付費負担金では、保険給付の動向により七百二十三万四千円を減額いたしました。

県補助金、一目地域支援事業交付金（総合事業）では、人件費及び審査支払手数料の補正に伴い、二万四千円を減額いたしました。

二目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では、人件費の補正に伴い、十万一千円を減額いたしました。

次に、繰入金の他会計繰入金、一目介護給付費繰入金では、保険給付費の動向により七百二十三万四千円を減額いたしました。

二目地域支援事業繰入金（総合事業）では、人件費及び審査支払手数料の補正に伴い、二万四千円を減額いたしました。

三目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）では、人件費の補正に伴い、十万一千円を減額いたしました。

五目その他一般会計繰入金におきましては、人件費及び審査支払手数料の補正に伴い、二百四十三万一千円を増額いたしました。また、事務費繰入金として、社会保障・税番号制度システム整備費及び法改正システム改修事業の国庫補助残九十九万五千円を増額いたしました。

なお、財源調整として、繰越金で一千二百八十八万三千円を減額するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十、議案第七十五号 平成

二十九年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十五号 平成二十九年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ二百十九万七千円を追加し、予算総額を一千五百十九万七千円とするものでございます。

補正する主な内容は、人件費の所要額のほか、介護予防支援プラン作成委託業務の動向による必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうか

ら補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の施設管理費、一目一般管理費では、職員給与の所要額として、介護サービス事業関係職員費三十七万二千円、退職手当組合負担金三千円をそれぞれ増額し、共済費二万円を減額いたしました。

介護サービス管理事業では、介護給付費請求について、インターネット回線への移行に伴う所要額として四万七千円を新規計上いたしました。

サービス事業費の介護予防支援事業費、一目介護予防支援事業費では、介護予防支援プラン作成業務等の動向により、百七十九万五千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入につきまして御説明させていただきます。サービス収入の介護予防給付費収入、一目介護予防サービス計画費収入では、二百十九万七千円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は、十二月十二日火曜日の午前十時から、また産業建設委員会は、同日の午後一時三十分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請をいたします。

○議長（青山貞一君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了をいたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす十二月九日から十二月二十日までの十二日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、あす十二月九日から十二月二十日までの十二日間は休会することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） これで本日の日程は全て終了をいたしました。

議員の皆さん、そして執行部の皆さんには、議会進行に御協力をいただきましてありがとうございます。若干時間が延長になりましたが、ありがとうございます。

それでは会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、議会二日目は、十二月二十一日木曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は、御苦労さまでございました。
(散会時間 午後〇時十五分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十九年十二月八日

議長 青山貞一

議員 北倉義博

議員 岩永義仁